

20+個の新しい働き方。健康守れる超過勤務規制。

働きがいの持てる職場を創ろう！



管理職ユニオンニュース
国土交通省

No340
2020年
6月29日

【発行】
国土交通省管理職
ユニオン

【所在地】
東京都千代田区
霞ヶ関2-1-2 中央
合同庁舎2号館
TEL 03-3509-1138

【Email】
k-union@aloha.ocn.ne.jp

【ホームページ】
<http://www.k-union.network/>

第三回管理職ユニオン定期全国大会は、コロナ禍の状況を勘案し、時間をかけ書面を中心とした議論を展開しています。各支部の選出された代議員が集約した意見から、その特徴的な意見を3つ紹介します。感じた意見、感想をお近くの管理職ユニオン役員までお寄せください。

■「コロナ禍と在宅勤務 職員の健康と 感染拡大防止を 最優先に！」

「新型コロナウイルス対策として、職場では在宅勤務によるテレワークが現在も継続され、従前の形態や仕事のやり方が大きく変わろうとしています。全国で在宅勤務における問題を集約すべき」等の意見が出されています。

当局は、コロナで都市部での

「緊急事態宣言」が出された段階で、当該都市部の整備局、事務所のみ在宅勤務等の措置を取りましたが、「緊急事態宣言」地域に居住し、地域外の事務所への通勤は何ら対策を取っていません。在宅勤務等の措置は「通勤によるコロナウイルス拡散防止」であるなら、感染確率の高い地域と低い地域の移動を制限すべきであり、政府・本省からの目的の周知が不十分であったと言えます。

新しい働くルールの 確立を！

在宅勤務の必要性により、「マジックコネクト」等のテレワークシステムが行きわたっていません。また、自宅使用の官有パソコン支給は基本的になく、職員の個人パソコンに依存しており、使用者と個人の負担ルールが曖昧になっています。

■超過勤務規制

「月四五時間の超過勤務上限については、補正予算の執行、職員の不足等から、通常業務でも四五時間に抑えることが出来ない」と切実な職場実態が出され「特例業務を申請すれば青天井」、「サービス残業発生の懸念」など、多くの課題が残されていると指摘がなされています。

地整は人事院の 想定を超える職場!!

昨年の四月に制度が始まって以降、人事院と会見、交渉を行ってきました。私たちの職場は人事院に取って想定を超える職場だったようです。

6月期本大会で管理職ユニオンへの
力をあおみます。

職員の健康が守れる超過勤務規制を！

現在、職場では「人事院規則

違反とならないテクニック論」に陥っていますが、根本的には「大幅増員」と、転ばぬ先の資料作りなど「無駄な業務の削減・見直し」がなければ、超過勤務は削減されず、私たち職員の健康は守られません。職場に目を光らせ本省・地整当局、人事院に実態を追及する折衝、交渉を行って行きます。

■赴任旅費実績支給 勝ち取った成果を確信に、更なる制度改善を！

「赴任旅費の実費支給への改定は、労働組合の要求の評価すべき到達点」との意見の反面、一〇万円以下でも三者見積の徴収など手続きが煩雑になったとの意見が出されました。

近年、四月の引越繁忙時は支給額を遙かに超える「引越費用」が必要で、職員個人が大金を自己負担するケースが多く見ら

れました。私たちユニオンが、官房長会見、人事院交渉更には財務省に陳情を行い、職場実態を突きつける中で実現したものです。

一方で、単身に伴う新たな家電購入負担が全く考慮されず、自家用車でコソコソ引越する費用は、支給額の割に手間がかかるこの指摘もされており、請求資料の簡素化を今後求めていきます。



■まとめ 関係省庁に直接伝える力こそ、改善の力!!

代議員からの意見は、「省庁再編以来の初めての一〇一名増員を今後求める運動を」「超勤問題、六〇歳以降の働き方など、国交労組の要求も密接であり、共同した運動を」などの意見が出されています。

職場を良くするためには、職場の意見を、政府、人事院、国交省本省、地方整備局当局へ伝

コラム 地整にも生活設計を描ける人事配慮を

え反映させることが重要です。管理職ユニオン役員へ職場の意見、想いを伝えて下さい。

今年の3月、地方の事務所長で辞職を迎えたキャリア職員が、三三三一付で本省付の辞令が出され同日辞職を迎えた。東京に家族を残しての単身赴任だから、せめて単身先から東京までの転居費用を支給しようとの暖かみを感じながら・・・

振り返って、地整採用の我々ノンキャリアはどうか？地整内の異動とは言葉に相当の距離を異動する事

例は沢山ある。若手の離職が多いと言われ、その中でも3月の内示以降、辞職を申し入れてくる若手も多く、広域的な異動が2から3年おきに発生する職場環境が不満で辞職を決定すると思われる。

離職者を少なくする、働き続けたいと思える職場とするには、生涯設計が描ける昇任(転居)基準を明瞭にすること、配転、転居が必要となったときには、手当等暖かみある配慮が必要ではないでしょうか！

国交省の業務の重要性が認められた！？

6月16日「国土交通省組織令を一部改正する政令が閣議決定」との記者発表がなされた。

内容は、「不動産・建設経済局の新設」大臣官房に「土地政策審議官」「審議官」「参事官」を新設・追加するもので、その一方で、中部、近畿、四国、九州の総務部長を異動させ欠員として、その職を中部、近畿、九州は「副局長」が充てられ、四国は「次長」が充てられるとのこと。

「ウルトラC」の処遇改善に

要するに四つの総務部長ポストを代替に本省の上位ポストを新設した。好意的に捉えると、「ウルトラC」の工夫で処遇改善を進めた好事例だ。しかし、改善が及んでいるのは事務のキャリア系のみである。こんな「ウルトラC」の工夫が出来るなら、事務所や出張所の処遇改善にも工夫をして欲しいものです。

地整の定員流用！？

また、総務部長とは言え地方整備局の定員の一つです。今年、地方整備局の101名の定員増が実現しましたが、その定員を、結果的に本省が流用した事になってないでしょうか？

本省には忙しく大変な部署が多く存在するとは思いますが、地方整備局には超過勤務年間360時間も守れない部署が沢山あります。その実態が反映されての101名の増員です。その定員を流用するのは“筋違い”ではないでしょうか！